

処 分 基 準

平成6年10月1日作成

法 令 名： 保管場所法
根 拠 条 項： 第9条第1項
処 分 の 概 要： 自動車の運行供用制限
原権者（委任先）： 青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 保管場所法施行令第1条（保管場所の要件）
処 分 基 準： 「保管場所が確保されていると認められないとき」とは、具体的には ○ 保管場所証明や保管場所に係る届出に係る保管場所としている場所を現在は使用していないにもかかわらず、新たな保管場所を確保していない場合 ○ 保管場所として確保している場所が、保管場所法施行令第1条で定める要件を備えていない場合 などである。
問 い 合 わ せ 先： 青森県警察本部交通部交通規制課規制第二係（電話017-723-4211）
備 考：